

旭川市報道依頼

各報道機関 様

KJ00084083

2023年6月7日

発信課	消防本部総務課
担当者	齋藤 彰太
連絡先	電話 0166-25-8270
	FAX 0166-24-2229
	E-mail sh_saito@city.asahikawa.lg.jp

分類	イベント・行事 <input type="checkbox"/> 募集 <input type="checkbox"/> 契約・入札 <input type="checkbox"/> 会議・説明会 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>
日程	令和5年6月7日 13時30分 ~ 令和5年6月7日 14時30分
発表項目 (行事名)	表彰状の贈呈について
概要 (趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。)	<p>1 日時 令和5年6月7日(水) 13時30分から</p> <p>2 場所 旭川市7条通10丁目 旭川市役所第2庁舎3階 問診指導室</p> <p>3 被表彰者          渋谷 高 (しぶや たかし) 様 43歳 (被表彰者1)          工藤 秀太 (くどう しゅうた) 様 29歳 (被表彰者2)          長尾 太喜 (ながお ひろき) 様 39歳 (被表彰者3)          太田 瑞輝 (おおた みずき) 様 18歳 (被表彰者4)</p> <p>4 被表彰者の行動概要          被表彰者1は認定こども園改築工事の作業中に倒れているを傷病者を発見し、即座に駆け寄ると傷病者は意識消失と呼吸がない状況であった。続けて被表彰者2が駆けつけたため、被表彰者2に119番通報とAEDの搬送を要請し、心肺蘇生を実施した。被表彰者2は要請があった119番通報を実施した。心肺蘇生と119番通報中に被表彰者4が駆けつけたため、被表彰者2は被表彰者4にAEDの搬送を要請した。被表彰者4がAEDを現場に搬送すると同時に被表彰者3も駆けつけた。被表彰者1がAEDを受け取ったと同時に被表彰者4は救急車の誘導をするために屋外へ向かった。被表彰者2は被表彰者3に携帯電話を渡し、「指令センターからの情報を共有してください。」と伝え、被表彰者1とともにAEDの装着をした。被表彰者1は心肺蘇生の継続と除細動を実施、被表彰者2と被表彰者3は傷病者への呼びかけ、意識呼吸と脈拍の確認を実施、被表彰者4は救急隊員を現場へ誘導し、救急隊へ引き継いだ。その結果、傷病者は救急車内収容時には心拍が再開している状態であった。</p>
添付資料	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
報道(取材)に当たってのお願い	当日は13時25分から14時30分まで取材対応可能です。
備考	

## 功績の概要（救急事案）

### 1 救急発生日時

令和4年11月16日（水） 消防覚知時間 午後12時08分

### 2 救急発生場所

旭川市金星町1丁目2番15号 旭薬ナナカマド薬局内 待合室

### 3 概要

薬局内の待合室において、心肺停止となった傷病者に対し、次の被表彰者1人及び1法人（職員8人）が、早期通報・救命処置・救急隊への引き継ぎを行ったもの。

傷病者は救急隊により医療機関に搬送され回復、社会復帰するに至ったもの。

### 4 被表彰者の氏名，法人名及び年齢

山崎 利一（やまざき としかず）様 45歳 （被表彰者1）

旭薬ナナカマド薬局（きよくやくななかまどやっきよく）様 （被表彰者2）

### 5 被表彰者の行動概要

被表彰者1は待合室にて内服薬の処方待ちをしていたところ、傷病者が床上に大きな音をたてて倒れたため、後方を確認したところ傷病者がうつ伏せの状態で見えていることを確認した。傷病者に近づき声をかけたところ応答がなかったため、回復体位に変換し、大声で周囲に助けとAEDの手配を求めた。被表彰者2（職員1）も大きな音を聞き待合室に駆け付けたところ、傷病者が倒れていることを確認し、「人が倒れている。」と周囲に異常を伝えるとともに、AED手配の声があったため、市立旭川病院にAED貸し出し依頼の電話をした。被表彰者2（職員2）も大きな音を聞き、事務室から待合室でたところ「人が倒れている。」という声を聞いたため、被表彰者2（職員5）に119番通報するように指示後、被表彰者2（職員7及び職員8）に事態を報告し、待合室に来るよう依頼した。被表彰者2（職員3及び4）も大きな音を聞き、待合室の床上に倒れている傷病者を確認し、駆け付け後に胸骨圧迫の必要があると判断したところ、被表彰者1が胸骨圧迫をすると名乗り出でたことから被表彰者1が胸骨圧迫を開始した。胸骨圧迫中は傷病者の観察及び呼びかけを行った。被表彰者2（職員5）は119番通報の指示があったため、119番通報を実施後に被表彰者2（職員6）にAEDを搬送するよう指示した。表彰者2（職員6）は、AED搬送の指示があったため、市立旭川病院へ向かった。表彰者2（職員7及び職員8）も待合室へ駆けつけた。表彰者2（職員6）が市立旭川病院から待合室までAEDを搬送後、

被表彰者1へ手渡した。AEDを使用するため表彰者2（職員3，職員6及び職員8）は傷病者周辺の物品を移動させ空間を確保すると同時にAEDを受け取った被表彰者1が表彰者2（職員7及び職員8）にパッドの装着位置を指示及び傷病者周辺から人を離れさせた。傷病者に表彰者2（職員7及び職員8）がパッドを装着させたことを確認後，AEDの解析を行った。解析実施後は，胸骨圧迫の継続が必要であると示されたため，救急隊が到着するまで胸骨圧迫を継続し，救急隊へ引き継いだ。その結果，傷病者は救急車内収容時には心拍が再開している状態であった。

## 6 被表彰者の功績

本事案は被表彰者1名及び1法人による早期の通報・適切な心肺蘇生法の実施・AEDによる除細動・救急隊への引き継ぎがなければ，要救助者が死に至った可能性が極めて高いものであり，その行動に対し表彰するものである。